はじめに

近年、人口減少と少子・高齢化の進行、家族形態の多様化など、社会経済情勢の変化により、人々の価値観や、家庭・職場・地域などにおける男女の関係も変わりつつあります。

これらに対応するため、国は男女共同参画の実現が、社会の取り組むべき重要課題ととらえ、１９９９年（平成１１年）６月に「男女共同参画基本法」を制定しました。これにより現在、国や県、市町村をはじめ民間団体において、さまざまな取り組みが進められています。

臼杵市が２００５年（平成１７年）年９月に実施した、「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」では、家庭・地域・職場における男女の地位の不平等感や、性別による固定的役割分担意識が残っていることがわかりました。

また、少子・高齢化が国・県の平均より進んでおり、現役世代やこれからの社会を担う世代、特に女性への比重がより増大していくことが予想されます。

このような状況に対応し、「男女（みんな）がみんなを思いやり、笑顔でいきいきと自分らしく生きることができる社会」を実現するため、臼杵市男女共同参画基本計画「男女（みんな）がともに思いやり支え合う社会」を策定いたしました。

この計画書では、臼杵市総合計画にある「支えあいが持続するまち」をめざし、市民や団体、事業所、行政が一体となった取り組みができるよう、施策の方向をあきらかにしております。

今後は、この計画を指針とした男女共同参画社会づくりを市民の皆様とともに、より一層推進していきたいと考えております。

終わりになりましたが、当計画策定にあたりご協力いただいた策定委員の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成１９年３月

臼杵市長 後藤國利

目　　次

第１章　計画策定の目的と背景----------**1**
１．計画策定の目的 ---------- 1
２．計画策定の背景（国内外の動向） ---------- 3
３．計画の性格 ---------- 6
４．計画の期間 ---------- 6

第２章　計画策定に対する基本的な考え方----------**7**
１．計画の基本理念 ---------- 7
２．計画のめざすべき目標 ---------- 7

第３章　計画の基本目標----------**9**
１．計画の基本目標 ---------- 9
２．計画の施策体系 ---------- 11

第４章　計画の内容----------**13**
基本目標１：『女と男』の平等に向けた意識づくり ----------13
１．社会における制度・慣行の見直し、意識改革---------- 13
２　男女平等を推進する教育・学習の充実---------- 17
３　女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進---------- 19
基本目標２：『女と男』がともに参画するまちづくり----------22
１　家庭生活や社会活動における男女共同参画の促進---------- 22
２　政策・方針決定過程への女性の参画---------- 25
３　活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立---------- 27
基本目標３：安心して働ける労働環境づくり ----------29
１　雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保---------- 29
２　男女の職業生活と家庭生活の両立支援---------- 32
基本目標４：健康で充実した生活づくり ----------34
１　安全安心に暮らせる福祉の充実 ---------- 34
２　生涯を通じた健康づくりの推進 ---------- 37

第５章　計画の推進に向けて----------**39**
１．市民の参画の推進 ---------- 39
２．国・県・関係機関・団体との連携 ---------- 39
３．家庭・地域・働く場の役割 ---------- 39
４．市役所の推進体制の充実 ---------- 40

資　　料　　編
男女共同参画社会基本法 ---------- 41
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約---------- 43
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇確保に関する法律---------- 47
○臼杵市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱---------- 49
○臼杵市男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿---------- 50

第１章　計画策定の目的と背景

１．計画策定の目的

近年の社会環境は、急激な少子・高齢化の進展による人口減少問題や家族形態の多様化など従来の社会環境とは大きく変化しており、人々の価値観や家庭、職場、地域などにおける男女の関係も変わりつつあります。

2005 年（平成 17 年）における*合計特殊出生率は臼杵市が 1.49 であり、人口を維持できるとされる 2.08 を下回っています。一方、2005 年（平成 17 年）における高齢化率（全人口に占める 65 歳以上人口）は 29.8％と国・県の平均値を大きく上回っており、現役世代にかかる比重は今後ますます増大するものと予測されます。

また、2005 年（平成 17 年）度に実施した「臼杵市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」によると、家庭内では家事・育児・介護などにおける女性中心の役割分担や、家庭や職場を中心とした男性優位の意識が強く、臼杵市は従来型の男性中心社会であることがうかがえます。

これらの問題や課題に対応し、豊かで活力ある社会を築くためには、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。

臼杵市では、女性の能力が発揮できる社会、子どもを安心して生み育てることができる社会、仕事と家庭生活が両立できる社会をめざし、国の『男女共同参画社会基本法』の基本理念にのっとり、「臼杵市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

◆男女共同参画社会とは・・・

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第２条）をいいます。

＊ **合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）**
15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を示す。

【家族類型別一般世帯数の推移】

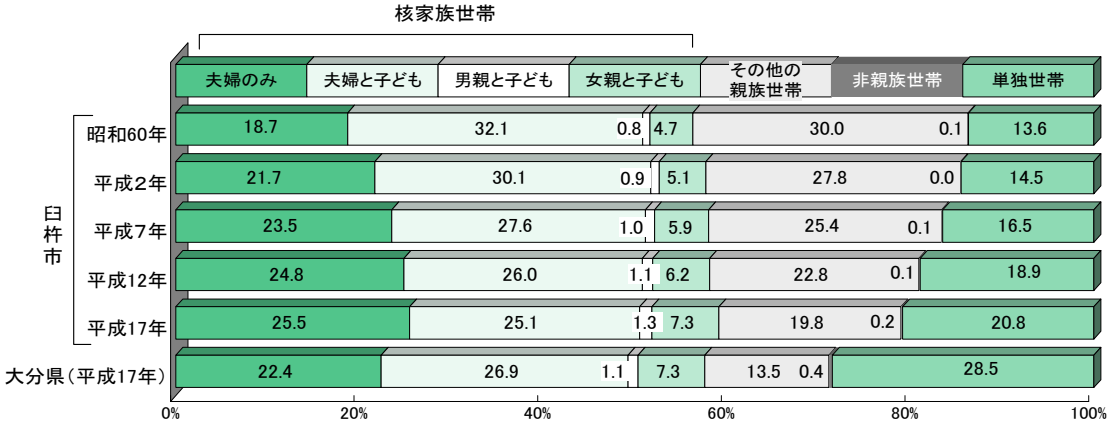

資料：各年国勢調査

【合計特殊出生率の推移】

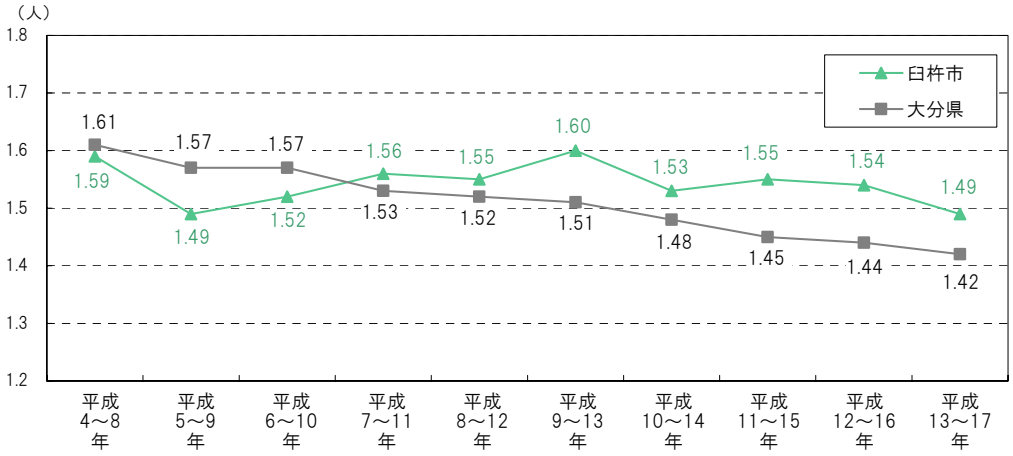

資料：大分県福祉保健企画課

注）市町村別の合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5 年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としている。しかしながら、出生数が年 100 人を下回るような小地域においてはなお、偶発的要因により、極端な数値が現れることがあるので、本指標を用いる場合には注意が必要である。

【高齢化率の推移】

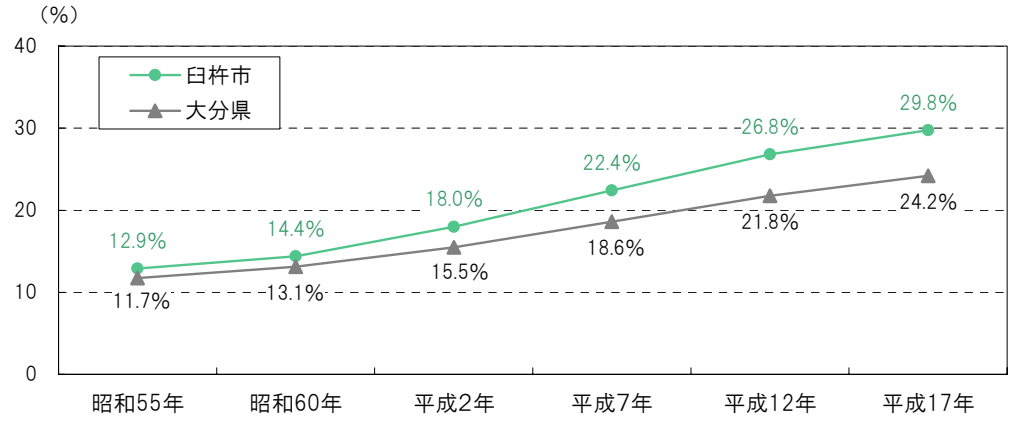

資料：各年国勢調査

2. 計画策定の背景（国内外の動向）

（１）世界の動向

戦後、国際連合を中心に世界的な規模で女性の地位向上への取り組みが進められてきており、1975 年（昭和 50 年）に開催された国際婦人年世界会議（第１回世界女性会議）では、「世界行動計画」が採択されました。翌 1976 年（昭和 51 年）から 10 年間を「国連婦人の 10 年」と宣言し、1979 年（昭和 54 年）の国連第 34 回総会では「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（*女子差別撤廃条約）が採択されました。

1993 年（平成 5 年）の国連第 48 回総会では、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

また、1995 年（平成 7 年）には「平等・開発・平和への行動」をテーマに第 4 回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。2000 年（平成 12 年）にはニューヨークの国連本部の特別総会として女性 2000 年会議が開催され、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。なお、2005 年（平成 17 年）には「第 49 回国連婦人の地位委員会」が開催され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）を検討・評価するとともに、10 項目の決議案が採択されました。

＊ **女子差別撤廃条約**

1979 年 12 月、第 34 回国連総会において採択され、1981 年 9 月に発効した。2004 年 10 月 20 日現在の締約国数は 179 カ国。日本は「国連婦人の 10 年」の中間年の 1980 年 7 月に署名、1985 年 6 月に批准した。この条約は 6 部 30 条からなり、条約採択の動機としてつぎのことを掲げている。

・人類の発展と平和が真の男女平等実現の上に初めて招来されること

・性による役割分担論の克服など

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから１年以内に第１次報告を、その後は少なくとも４年ごとに報告を提出することとなっている。

（２）国・県の動向

日本でも世界の動きを受けて、1975 年（昭和 50 年）には総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977 年（昭和 52 年）に「国内行動計画」を策定しました。1979 年（昭和 54 年）の「女子差別撤廃条約」には、翌 1980 年（昭和 55 年）に署名し、1982 年（昭和 60 年）に批准しています。

その後、1999 年（平成 11 年）6 月に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、翌 2000 年（平成 12 年）12 月に「男女共同参画基本計画」を策定しました。同計画の終期である 2005 年（平成 17 年）12 月にはこれまでの取り組みを評価・統括し、新たな「男女共同参画基本計画（第２次)」を策定しました。

また、女性に対する暴力の防止及び被害者の保護を図るため、2001 年（平成 13 年）10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・施行されました。

大分県においても、1980 年（昭和 55 年）に「婦人の明日をひらく－県内行動計画」を策定し、1991 年（平成 3 年）には「おおいた女性プラン 21」、2001 年（平成 13 年）には「おおいた男女共同参画プラン」（2006 年（平成 18 年）3 月に改訂）を策定しました。また、2005 年（平成 17 年）には、配偶者からの暴力のない社会をめざして「大分県ＤＶ対策基本計画」を策定しました。なお、2002 年（平成 14 年）には、県、県民、事業者の責務を明らかにした「大分県男女共同参画推進条例」を公布・施行しています。

◆男女共同参画基本法とは・・・

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念（第３条から第６条）を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務（第８条から第１０条）を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成１１年６月２３日法律第７８号として、公布、施行されました。

（３）臼杵市の動向

臼杵市の男女共同参画社会実現のための取り組みは、旧臼杵市においては 1998 年（平成 10 年）度に総務課内に、旧野津町においては翌 1999 年（平成 11 年）度に総務企画課内に女性行政担当窓口を設置し、担当職員を配置しました。その後、「男女共同参画講演会」や「職員研修」などのさまざまな研修会・セミナーを実施し、市民や職員に対する啓発活動を推進してきました。

また、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、2005 年（平成 17 年）度には「臼杵市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施しました。

さらに、2004 年（平成 16 年）12 月 31 日の「人権教育のための国連 10 年行動計画」の終了に伴い、2006 年（平成 18 年）には同和問題をはじめとしたさまざまな人権課題に関する施策を、総合的かつ効果的に推進していくための指針として「臼杵市人権教育・啓発推進基本計画」を策定しました。同計画では、女性の人権が守れる社会づくりをめざすために、「男女共同参画実現をめざす意識づくり」、「あらゆる分野への男女共同参画をめざして」、「男女が共に働きやすい環境づくり」という施策目標を掲げ、その推進に努めています。

※「臼杵市人権教育・啓発推進基本計画」の抜粋

＜施策の方向性＞

①男女共同参画実現をめざす意識づくり

・家庭・地域・学校・職場などで今なお残る女性に対する偏見や性別役割分担意識を払拭し、男女平等意識と女性への人権意識醸成に向けた教育・啓発に努めます。

・性犯罪や売買春（いわゆる「援助交際」を含む）、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどの根絶に向け、あらゆる機会を捉え啓発に努めます。

②あらゆる分野への男女共同参画をめざして

・政策方針決定の場などへの女性の参画を進めるため、各種審議会委員などに女性委員の登用を推進します。

③男女が共に働きやすい環境づくり

・少子・高齢化の進展により家族形態が変化する中、男女を問わず仕事と家庭を両立することができるよう育児・介護の環境整備に努めます。

・女性に対する「職場における差別待遇」を無くし、男女とも健康で働きやすい労働環境づくりを推進します。また、関係機関と連携を図りながら企業啓発を推進し、働く場における男女共同参画社会の実現に努めます。

3. 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法（第 14 条第 3 項）」の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び大分県の「おおいた男女共同参画プラン」を勘案しながら、加えて 2006 年（平成 18 年）3 月に策定した「臼杵市総合計画書」をはじめとする関連計画との整合性を図り、将来に向けて男女共同参画社会の形成を促進していくための施策を掲げています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、2007 年（平成 19 年）度を始期、2016 年（平成 28 年）度を終期とする 10 年間とします。なお、社会情勢の変化などにより必要と考えられる場合は見直しを行います。

第2章　計画策定に対する基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、国の「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づき、以下のように設定します。

（1）性別にかかわらず男女の人権が尊重され、個人としての能力が十分発揮されること。

（2）社会制度や慣行などによる「*固定的役割分担意識」によって個性や能力を制限されることなく、家庭・職場・地域などあらゆる場において男女がさまざまな活動ができること。

（3）男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画でき、政策の立案及び決定において共同で参画できる機会が確保されること。

（4）家庭内における役割分担をみんなが協力して行い、仕事や社会活動との両立ができるようにすること。

2. 計画のめざすべき目標

本計画は、男女（みんな）がみんなを思いやり、笑顔でいきいきと自分らしく生きることができる社会をめざすため、

『男女（みんな）がともに思いやり支えあう社会』

を目標に掲げます。

＊ 固定的役割分担意識
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的役割分担意識により、男性・女性の役割を決めている例といえる。

■臼杵市の理想の男女共同参画社会■

家庭 では・・・

（１）子育ては、家族みんなが熱心にしています。

（２）家事は、家族がともにかかわるみんなの仕事です。

（３）みんなで協力して介護に取り組んでいます。

社会活動では・・・

（１）地域の中でみんなが認め合い、男女のどちらもが
指導者になります。

（２）みんなが積極的に参画できる環境の場が
整っています。

働く場では・・・

（１）みんながあたり前に気軽に育児休暇、
介護休暇などの制度を利用しています。

（２）みんなが個人として評価されており、
働きやすい職場があります。

第3章　計画の基本目標

1. 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために４つの基本目標とそれぞれの重点課題を以下のように設定します。

基本目標1:『女と男(ひと　ひと)』の平等に向けた意識づくり

男女がお互いの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提事項です。

そのために、男女間にある昔ながらの固定的な役割分担意識の是正やあらゆる暴力の根絶など、家庭・学校・地域などあらゆる機会をとらえて男女共同参画に関する意識啓発を実施します。

- ●重点課題１　社会における制度・慣行の見直し、意識改革
- ●重点課題２　男女平等を推進する教育・学習の充実
- ●重点課題３　女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進

基本目標2:『女と男(ひと　ひと)』がともに参画するまちづくり

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってさまざまな分野で活躍できるよう、あらゆる機会をとらえて男女共同参画を推進します。

そのために、さまざまな分野で積極的に女性が参画し、男女が平等な立場で相互の能力を活かし、男女がともに参画できる社会環境をめざします。

- ●重点課題１　家庭生活や社会活動における男女共同参画の促進
- ●重点課題２　政策・方針決定過程への女性の参画
- ●重点課題３　活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

基本目標3：安心して働ける労働環境づくり

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「男女共同参画社会基本法」などが施行され、制度上は男女平等な就労が進められている状況でも、依然として男女間における格差の存在が指摘されています。

そのために、法制度の普及、及び実施を促進し、性別などに差別されることなく、個人がその能力を発揮できる就労環境や、子育て・介護に対する支援事業の充実にあわせ、家庭内での男性の参画をめざします。

●重点課題１　雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

●重点課題２　男女の職業生活と家庭生活の両立支援

基本目標4：健康で充実した健康づくり

現在、固定的な役割分担意識などにより、子育てや介護などについては女性への依存が強い状況にあります。女性の社会進出とともに、少子・高齢化が一層進行する中で、女性だけが負担するのではなく、男女がその重要性を認識し、協力することが必要となります。

そのために、家庭の責任をともに担える生活環境づくりや多様な福祉サービスの充実にあわせ、子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくり事業の充実をめざします。

●重点課題１　安全安心に暮らせる福祉の充実

●重点課題２　生涯を通じた健康づくりの推進

第4章　計画の内容

基本目標１：『女と男』の平等に向けた意識づくり

重点課題（１）社会における制度・慣行の見直し、意識改革

重点課題（２）男女平等を推進する教育・学習の充実

重点課題（３）女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進

1. 社会における制度・慣行の見直し、意識改革

現状と課題

社会における「男性像」、「女性像」とは別に、長い時間をかけて形成された「男は仕事、女は家庭」という意識に代表されるような『固定的役割分担』という意識が、男女共同参画社会を実現するなかで大きな障害のひとつになっています。

平成 17 年度に実施した「臼杵市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（以下、『市民意識調査』と略）の結果をみると、性別による役割固定に対する考え方は「同感しない」と答えた人が全体の４割を占めるものの、年齢が高くなるほど「同感する」の比率が高くなっています。

また、さまざまな場における男女の地位の平等意識をみると、「社会の通念・慣習・しきたり」、「社会全体」、「政治の場」の順に、男性優遇派（＝「男性が優遇」＋「どちらかといえば男性が優遇」）の比率が高く、性別や年代、世代間により意識差が大きく異なる結果となっています。

現在、臼杵市では広報誌やケーブルテレビ、ホームページなどの媒体や各種講座などを通じ、男女共同参画に関する啓発事業を実施していますが、固定的役割分担意識を払拭するまでには至っていません。

男女共同参画についての認識を深めるためには、市民一人ひとりがさまざまな機会を通じて男女共同参画について知り、学ぶことが重要です。

今後は、男女共同参画に関する啓発事業や市民がともに学習できる機会の提供を通して、家庭や職場、地域など、あらゆる場において男女共同参画意識の向上を図るとともに、男性も女性も個性や能力を十分に発揮できるような環境づくりに努める必要があります。

【性別による役割固定に対する考え方（全体、性年代別）】

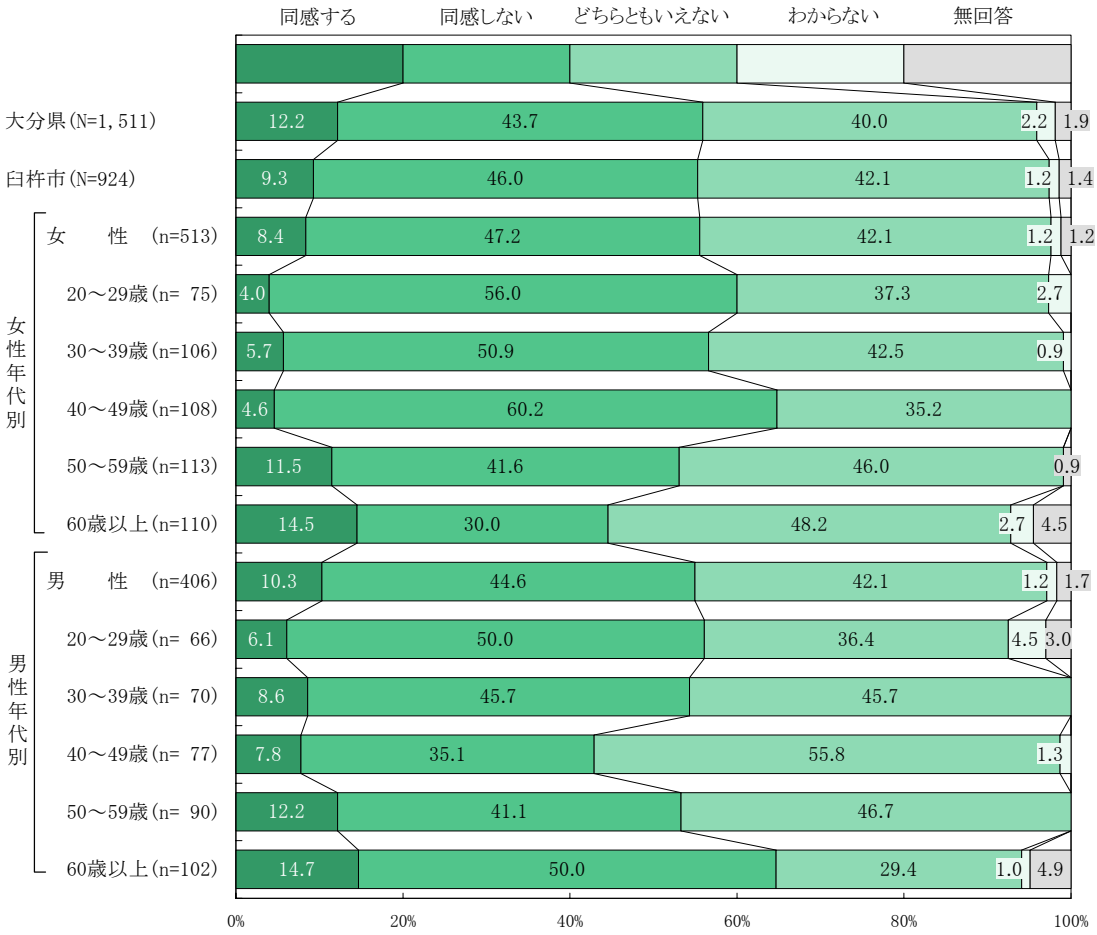

【さまざまな場における男女の地位の平等意識（性別）】

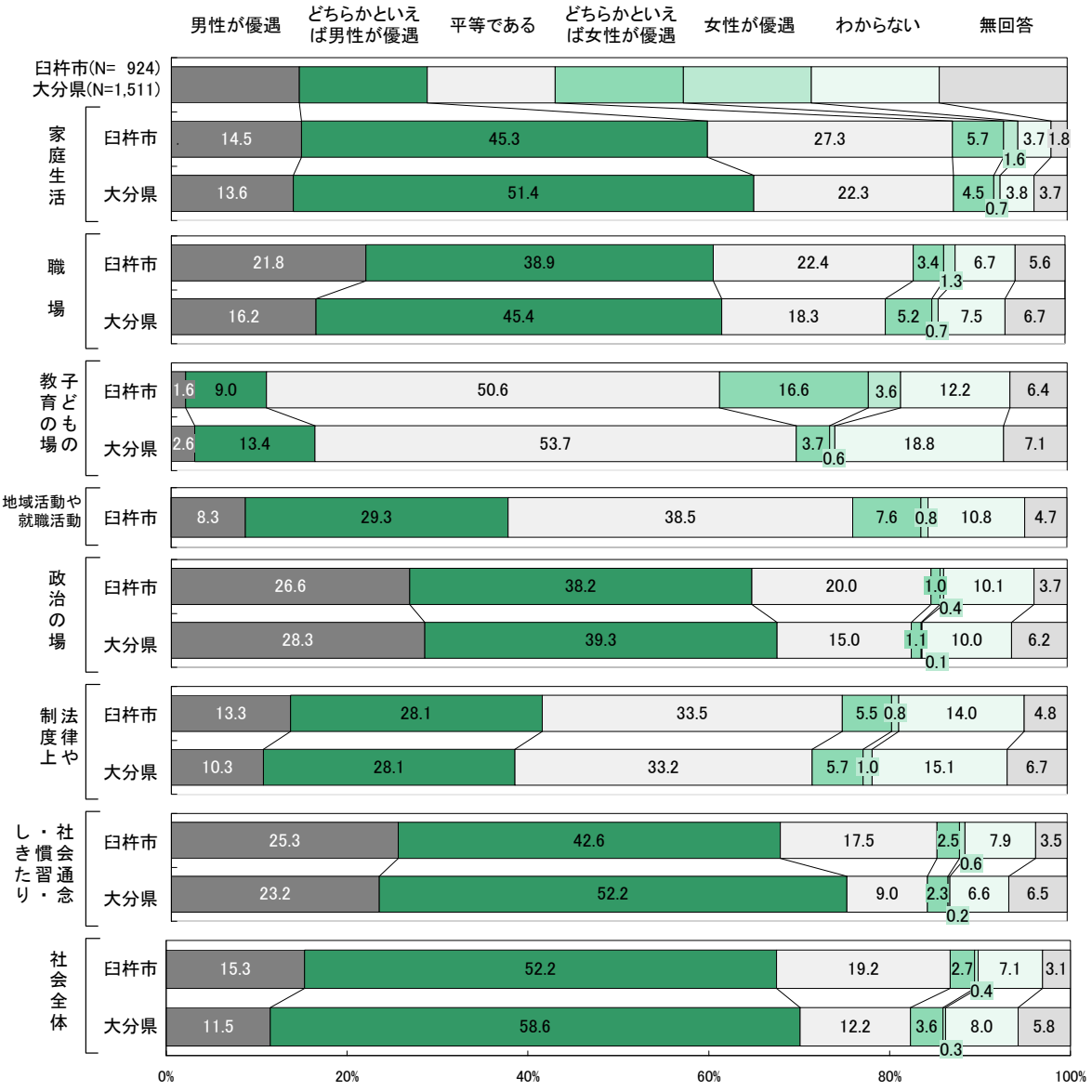

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
男女共同参画社会に向けたさまざまな情報提供の推進	男女共同参画社会の理解を高めるためのわかりやすい広報・啓発活動の推進	
	①広報誌、ケーブルテレビ、ホームページなどにより、男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進します。	人権同和広聴課
	②男女共同参画の理念や＊ジェンダーの定義について、わかりやすい広報・啓発活動を推進します。	人権同和広聴課
多様な機会を通じた学習活動、イベント活動の推進	男女共同参画社会についての認識を深めるために市民、企業、団体などが参加できる機会を提供	
	①市民対象の男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。	生涯学習支援課 中央公民館 人権同和広聴課
	②「＊男女共同参画週間」、「＊人権週間」などの機会を通じ、男女共同参画に関するイベントを開催します。	人権同和広聴課
	③地域や企業、各種団体などが行う研修会に講師を派遣し、意識啓発の促進を図ります。	人権同和広聴課
	④男女共同参画の視点に立った行政推進のため、市職員対象の研修会を行い、意識啓発と職場環境の改善を図ります。	総務課 人権同和広聴課

＊ ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

＊ 男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を充分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間に、「男女共同参画週間」を設けている。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施している。

＊ 人権週間

国際連合は、世界人権宣言の採択（1948 年（昭和 23 年）12 月 10 日／第３回国連総会）を記念し、採択日の 12 月 10 日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、国連加盟国等に対し、人権擁護活動を推進するためのさまざまな行事を実施するように呼びかけている。日本では、この「人権デー」を最終日とする 1 週間（12 月 4 日から 10 日まで）を「人権週間」としています。「人権週間」には、講演会の開催やポスターの掲示、街頭での啓発活動など、人権擁護の考え方を社会に広げていくための行事や活動が全国各地で行われる。

2　男女平等を推進する教育・学習の充実

現状と課題

人々の意識に男女平等や人権尊重が根付くためには、学校・家庭・地域・職場などにおける教育や学習が大切な役割を担っています。

学校教育の場においては、一人ひとりが性別にとらわれることなく個性や能力を発揮して、自ら考え判断し、行動ができるように育成していかなければなりません。

現在、市内の各学校においては学校教育指導方針の下、学年別に「教科指導」とは別に道徳教育、人権教育などの「特別活動」を実施しています。

『市民意識調査』の結果をみると、子どもに身につけて欲しいことは男の子、女の子ともに「思いやり」、「礼儀正しさ」の順に高くなっていますが、子どもに必要と思う学歴は男の子の場合「大学以上」が突出して高く、親の意識として男の子を優先する傾向がみられます。

今後は、男女を問わず、一人ひとりの個性や能力を尊重し、子どもが主体的に学び、考え、行動できる環境づくりに努める必要があります。

また、男女平等意識を高めるには、幼い頃からの教育が重要です。そのためには、教育現場における学習機会の充実、家庭・地域などにおける教育の充実などあらゆる場面における意識啓発、学習の推進に努める必要があります。

さらに、生涯学習の果たす役割も重要です。子どもから高齢者までのそれぞれのライフステージに応じた学習機会の提供、意識啓発に努める必要があります。

【子どもに身につけてほしいこと（全体）】

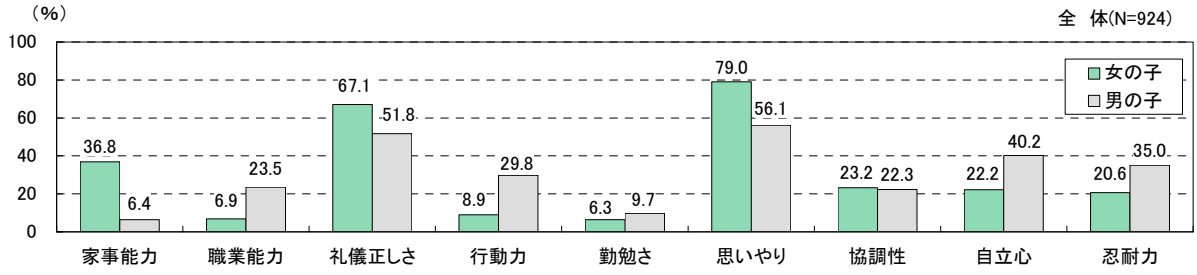

【子どもに必要と思う学歴（全体）】

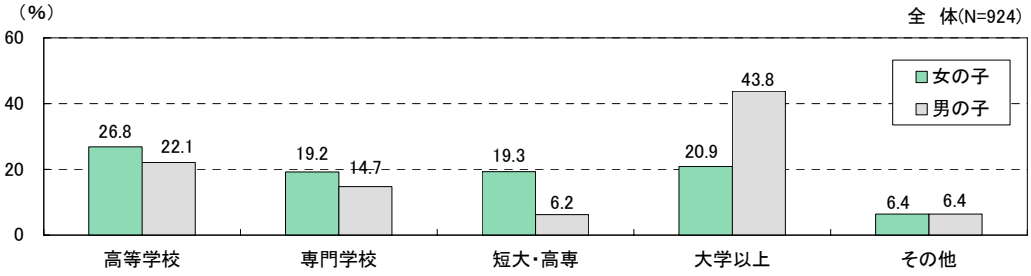

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
学校などにおける男女平等教育の充実	男女平等の視点に立った教育の推進と学習機会の充実	
	①「人権教育」など教育カリキュラムの中における、男女共同参画教育を充実します。	教育総務課
	②性に対する正しい知識を身につけるため、子どもの発達段階に応じた指導を実施します。	教育総務課 健康課
	③男女共同参画意識の高揚と、共通の理解を図るため、学校、幼稚園、保育所の教職員などに対する研修会の充実、参加促進に努めます。	教育総務課 福祉課 人権同和広聴課
家庭における男女平等教育の充実	男女共同参画を基本とした家庭づくりの啓発推進	
	①家庭における、固定的性別役割分担意識を変えるとともに、男女相互の理解と協力によって家庭生活が営まれるような意識づくりの推進と、学習機会の充実を図ります。	人権同和広聴課
	②子どもの個性を大切にした子育てを推進します。	健康課 人権同和広聴課
生涯にわたる男女平等教育の充実	男女がともに参加し楽しめる活動の場の提供	
	①男女がともに参加できる講座や学習会を開催し、男女平等意識の高揚を図ります。	生涯学習支援課 中央公民館 人権同和広聴課

３ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進

現状と課題

人として、性別、年齢にかかわらず人権が尊重されることは法制度の上でも保障されており、人が社会生活を営む上で最も重視されるべきことです。しかし、実際にはさまざまな形で人権が侵害されたと感じるケースが発生しており、特に女性においては配偶者などによる*ドメスティック・バイオレンスや職場などでの*セクシュアル・ハラスメントなど、男性以上に人権侵害を感じることが多いようです。

『市民意識調査』の結果をみると、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントともに、女性が男性より被害経験率が高くなっており、女性回答者の約３割が被害経験者であることがわかりました。しかし、その大半が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、表面化しにくい問題だといえます。

これらの問題については、実際にどのような形で発生し、被害者がどのように対応しているのか、またその原因は何であるのかなどを把握することが重要です。

今後は、その問題解決に向けて、相談・支援体制の充実を図るとともに、女性に対する暴力が決して許されないものであるという意識を高めることが重要です。

＊ **ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence、DV）**
狭義には、同居関係にある配偶者や内縁関係にある家族から受ける家庭内暴力のこと。広義には、恋人を含む近親者、または「かつての」近親者から受ける暴力全般を指す。
“Domestic”は本来「家庭の」という意味であるが、近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、近親者間に起こる暴力全般に拡大されつつある。狭義のDVと区別するため、いわゆる恋愛関係にある者の間に発生する暴力を特にデートDV(Dating Violence)と呼ぶ場合がある。

＊ **セクシュアル・ハラスメント**
「性的嫌がらせ・性的おびやかし」のことを指す。時や場所、相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる性的な言動や行動のことで、女性労働者が労働条件につき不利益を受けること、または職場における性的な言動により女性労働者の就業環境が害されることも含まれる。

【ドメスティック・バイオレンスの被害内容（合計）】

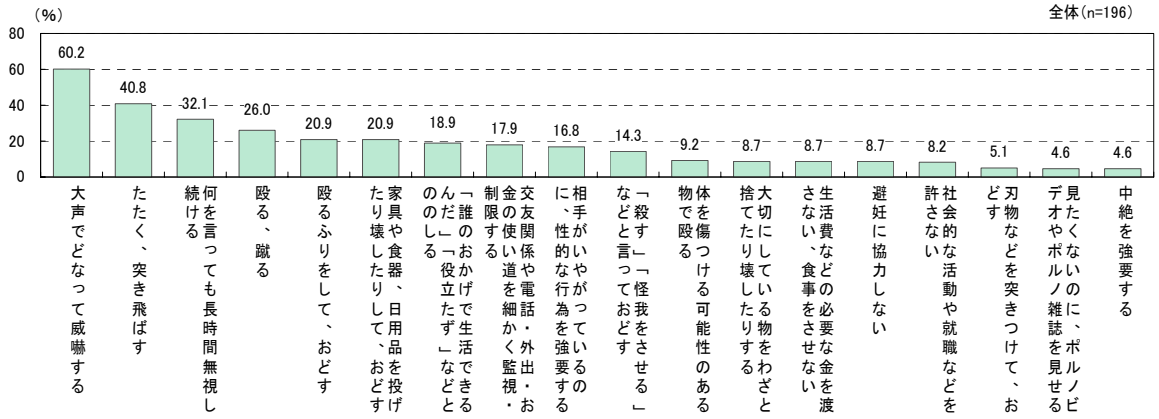

【セクシュアル・ハラスメントの被害経験（性別）】

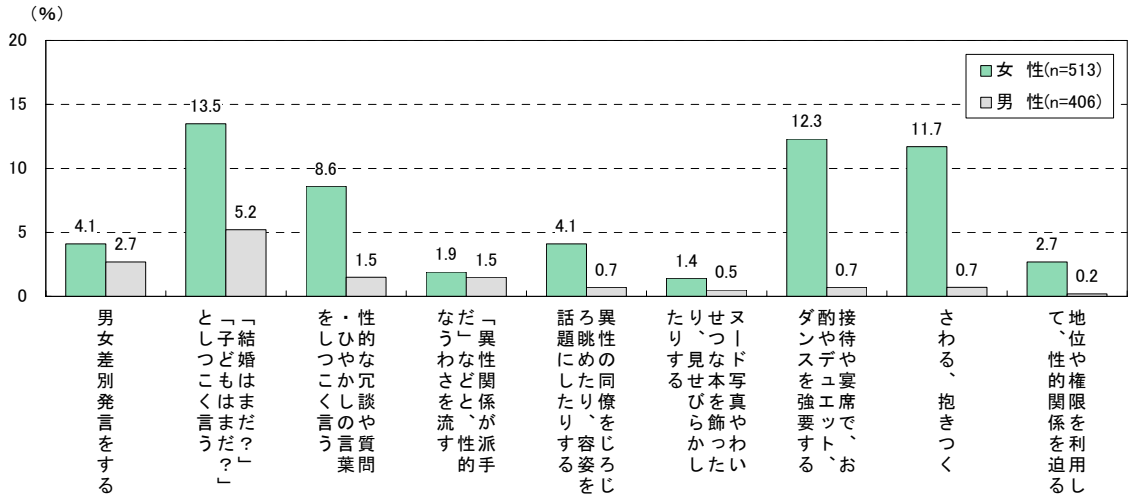

※被害経験の数値は「3年以内にされたことがある」と「3年以上前にされたことがある」の総和

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
性を尊重する意識の啓発	女性に対する人権意識の高揚と、性に関する正しい知識や情報の提供推進	
	①性犯罪、売買春、＊ストーカー行為などに関する規制法の周知徹底を図ります。	人権同和広聴課
	②性に関する正しい知識や情報の提供を推進します。	健康課 教育総務課
あらゆる暴力の根絶	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた意識啓発の推進、相談体制の整備	
	①ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどを正しく認識できるように、広報誌などの広報媒体により周知を図ります。	人権同和広聴課
	②被害者が相談しやすいように、相談窓口業務の充実を図ります。	福祉課 人権同和広聴課
	③県・関係機関との連携を図り、情報交換に努めます。	健康課 福祉課 教育総務課 人権同和広聴課

＊ **ストーカー行為**
同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことをいう。「つきまとい等」とは、好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨念の感情を充足させる目的で８つの類型化された行為（①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、②監視していると告げる行為、③面会・交際の要求、④乱暴な言動、⑤無言電話、連続電話、ファクシミリ、⑥汚物などの送付、⑦名誉を傷つける、⑧性的羞恥心の侵害）を行うことをいう。

基本目標２：『女と男』がともに参画するまちづくり

重点課題（１）家庭生活や社会活動における男女共同参画の促進

重点課題（２）政策・方針決定過程への女性の参画

重点課題（３）活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

１　家庭生活や社会活動における男女共同参画の促進

現状と課題

現在、わが国では少子・高齢化や情報化の進展により、人々の価値観や生活環境が大きく変化しており、個人の生き方、家族のあり方が多様化しています。特に、臼杵市の少子・高齢化は大分県全体より進んでおり、家庭生活のあり方や仕事と家庭の両立、社会活動への参加など、多様な活動形態に合わせた支援策の充実を図ることが重要です。

『市民意識調査』の結果をみると、現状の家庭内における役割分担状況で妻の分担率が高い仕事は「食事のしたく」、「食後の片づけ」、「食料品などの買い物」、「掃除・洗濯」など家庭内で日常的にくり返すものが多くなっており、理想でも女性は夫婦で平等に分担したいとの意識があるのに対し、男性は妻に任せたいと考えていることがわかります。

今後は、一人ひとりが家庭内における役割分担を見直すことにより、慣習にとらわれることなく、家族みんなが協力して家庭生活や社会参画を担うことができるような意識啓発や支援策の充実に努める必要があります。

また、活力ある地域社会づくりを実現するためには、男女共同の参画によって社会活動を進めていくことが重要です。

そのためには、地域社会における慣行の中に残っている性別による役割分担意識を男女平等の視点に立った意識に改めるとともに、女性自身も積極的に参画するための意識改革を行う必要があります。

【家庭内の役割分担（性別）】

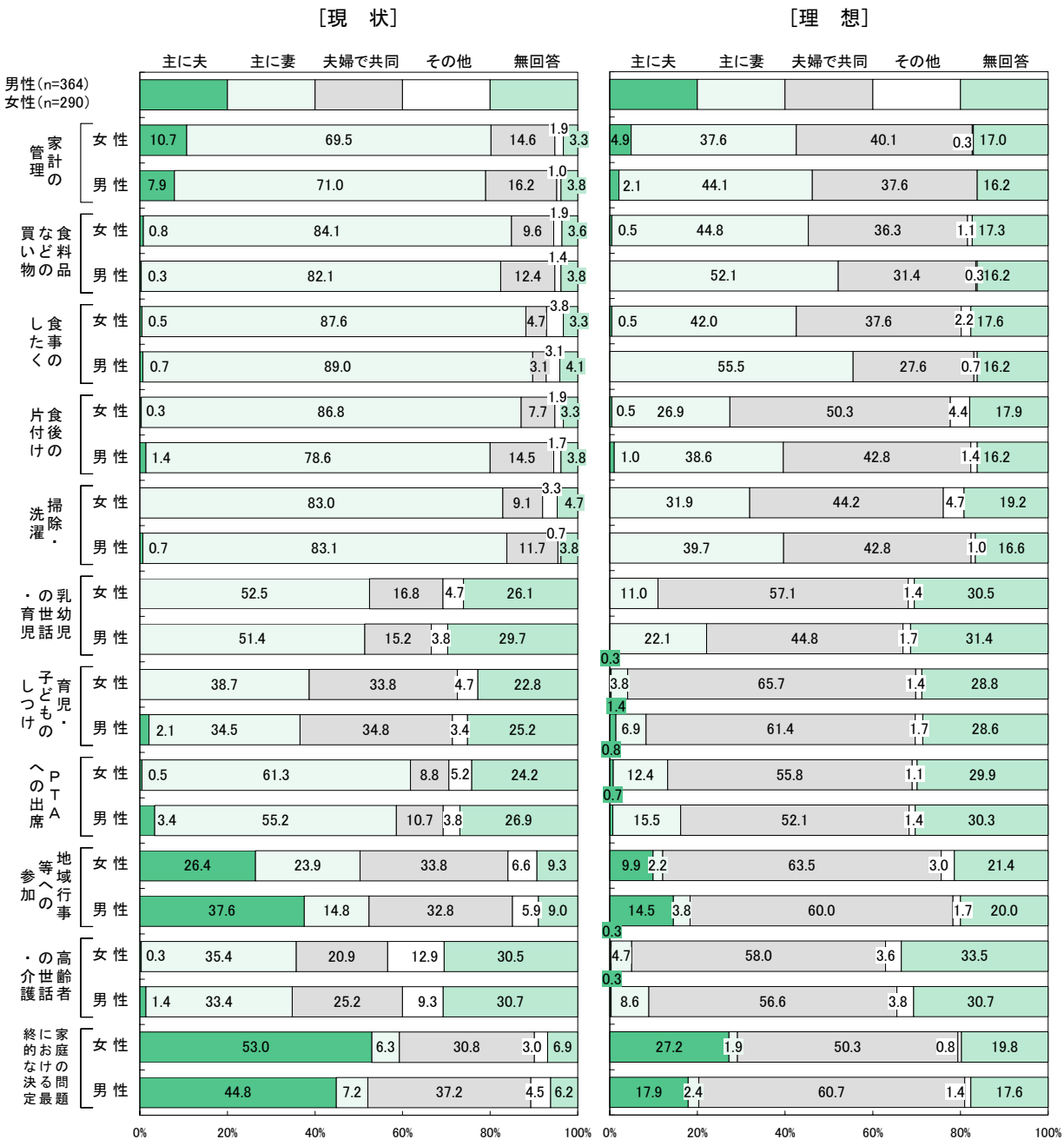
［現　状］
［理　想］
主に夫
主に妻
夫婦で共同
その他
無回答
男性(n=364)
女性(n=290)
家計の管理
食料品などの買い物
食事のしたく
食後の片付け
掃除・洗濯
乳幼児の世話・育児
育児・子どものしつけ
PTAへの出席
地域行事等への参加
高齢者の世話・介護
家庭における最終的な決定
女性
男性
0%
20%
40%
60%
80%
100%

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
家庭生活における男女共同参画の推進	家族みんなが協力し合い家庭生活を送るための啓発推進	
	①家事・育児・介護などにおいて、男女が協力し担うことができるよう意識啓発を図ります。	人権同和広聴課
	②男性のための、家事・育児・介護などの講座を開催し、男性の家庭参画を促進します。	健康課 中央公民館 人権同和広聴課
社会活動における男女共同参画の推進	男女がともに社会活動に参加できるための意識改革と環境づくり	
	①男女共同参画に関する講演会などへ、積極的な参加を呼びかけるとともに、地域ごとにおける学習会、研修会を開催し、意識改革を図ります。	生涯学習支援課 中央公民館 人権同和広聴課
	②男女が対等な立場で参加できる地域活動の推進を図ります。	人権同和広聴課 関係各課
	③市民一人ひとりが、それぞれの目的にあった活動ができる環境づくりに努めます。	人権同和広聴課 関係各課

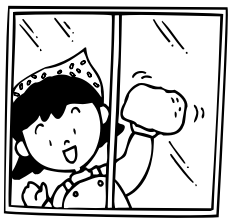

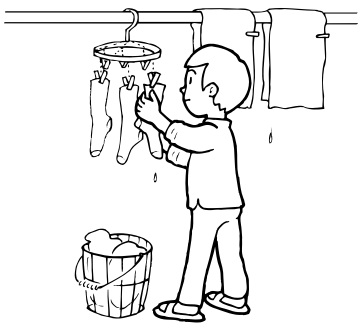

2 政策･方針決定過程への女性の参画

現状と課題

男女を取り巻く環境のひとつに、政策・方針決定過程において女性の参画が進んでいないという現状があります。

臼杵市においては、平成 18 年現在、市議会議員は定数 26 人に対して女性議員は 1 人であり、また市役所における一般行政職の管理職職員 43 人に対して女性管理職は 3 人と、女性の登用が少ないのが現状です。加えて、地方自治法に基づく審議会などの女性の登用率は 24.6%、委員会などの登用率は 15.2%にとどまっており、政策・方針決定過程における女性の参画も進んでいるとはいえません。

また、『市民意識調査』の結果をみると、地域活動における女性の参加・発言のしにくさに対する考え方は男女間の意識差が大きく、その理由は男女ともに「決定事項については男性が取り仕切るため女性が口をはさみにくい」が最も多くなっています。

これらの背景には、昔ながらの男性中心社会や固定的役割分担意識のなごりなどがその一因にあると考えられます。

今後は、社会のあらゆる分野における指導的地位を占める女性の割合を高めるとともに、女性自身の意識改革を推進するための研修会や学習会、さらには女性の人材育成などに努める必要があります。

【地域活動において女性が参加・発言できにくい状況（性別）】

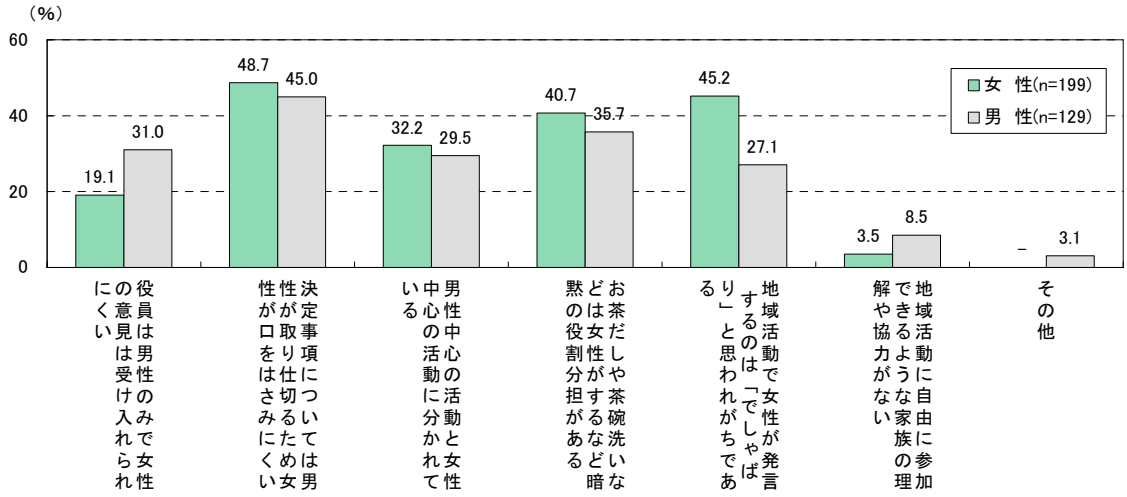

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
審議会などへの女性の参画の促進	多くの意見を市政に反映させるため、各種審議会、委員会などへの女性の参画促進	
	①2015年（平成27年）までに各種委員会における女性の登用率の目標を40%とします。	市長室 人権同和広聴課
	②女性委員の登用促進を図るとともに、委員が固定化、重複しないような選出に努めます。	人権同和広聴課 関係各課
	③幅広い分野からの市政参画と機会拡大のため公募制度の推進を図ります。	人権同和広聴課
役職・管理職への女性の登用の促進	女性の役職・管理職への登用や職域拡大	
	①女性職員の管理職への登用の推進を図ります。	市長室
	②団体や企業などに対し、女性の登用及び職域拡大について、理解と協力を求めます。	産業観光課 人権同和広聴課 関係各課
女性の人材育成と確保	社会の幅広い分野に参画する女性の育成を推進	
	①女性リーダー育成のための研修会、学習会を開催します。	生涯学習支援課 人権同和広聴課
	②各分野における女性の人材に関する情報を把握し、女性人材リストを作成し活用を図ります。	人権同和広聴課

3 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

現状と課題

農林水産業は、就業者数からみてもわかるように女性の位置づけが極めて重要です。

しかし、農山漁村においては「固定的役割分担」の意識が根強く残っており、女性の適切な評価や政策・方針決定過程における女性の参画が進んでいないという現状があります。

臼杵市の農業従事者の動向をみると、昭和 50 年以降農家人口は年々減少していますが農業従事者の男女の比率はほぼ半々であり、女性の位置づけの高さがわかります。また、農業委員会における女性委員の人数は少なく、政策・方針決定過程における女性の参画は進んでいるとはいえません。

現在、臼杵市では女性の適正な役割を評価するための「*家族経営協定」の推進や、農林水産業にかかわる団体の役員・委員など方針決定の場への女性参画の促進、また、農林水産物加工や直売などの女性起業者の育成に努めていますが、まだ十分とはいえません。

今後は、女性の仕事が十分に評価され、女性自身が経営管理や活動方針の場に参画できるような環境整備に努めるとともに、慣習にとらわれることなく、一人ひとりが個人として尊重され、能力を十分に発揮できる環境づくりを進める必要があります。

【農業従事者数の推移】

（単位：人）

年次	農家人口総数	農業従事者	
		女 性	男 性
昭和 50 年	22,314	6,874	6,598
55	19,921	6,035	6,115
60	18,188	5,422	5,580
平成 2 年	14,512	4,372	4,621
7	12,098	3,591	4,050
12	10,429	3,156	3,535
17	5,850	1,174	1,289

資料：大分農林水産統計年報

【農業従事者の男女別比率の推移】

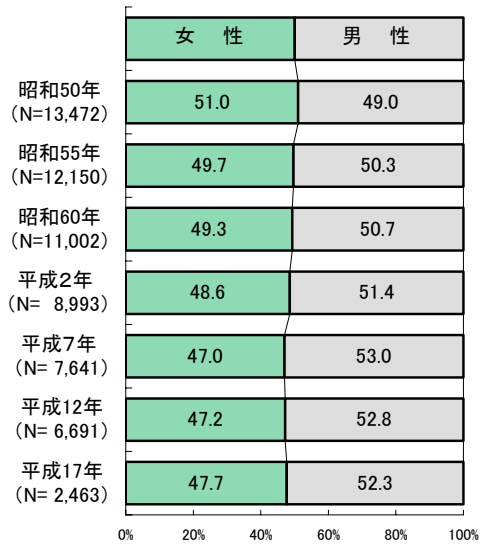

＊ 家族経営協定

農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位向上と後継者の確保を目指して、労働報酬等の収益の分配方法などを文書で取り決めておき、互いが良きパートナーとして参画できるようにするもの。

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
政策・方針決定過程への女性の参画の推進	男女共同参画に向けた意識の向上と、方針決定の場への女性の参画支援	
	①各種協同組合の女性役員の登用や農業委員会の女性の参画率の拡大など、女性の政策・方針決定過程への参画を促進します。	農林振興課 産業観光課
	②男女で参加する学習会などを開催し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。	農林振興課 産業観光課 人権同和広聴課
女性の地位向上のための支援	女性の仕事への適正な評価と、地位向上のための啓発・支援	
	①女性の経済的地位を向上するための「家族経営協定」の推進に努めます。	農林振興課 産業観光課
	②女性リーダーの育成のための研修会など情報の提供を図ります。	農林振興課 産業観光課 人権同和広聴課
	③女性の農林水産業起業者の育成を図ります。	農林振興課 産業観光課

基本目標３：安心して働ける労働環境づくり

重点課題（１）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

重点課題（２）男女の職業生活と家庭生活の両立支援

１　雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

現状と課題

労働基準法や男女雇用機会均等法などの法律により男女の差別的取扱いは禁止されましたが、実際には結婚・出産による退職慣行や昇進・昇給における男女格差、男女による仕事の役割分担など、女性に対するさまざまな問題が潜在的に残っています。

『市民意識調査』の結果をみると、男性に比べ女性の方が不合理と思う仕事内容や待遇では男女ともに「賃金に格差がある」という回答が最も多く、次いで「結婚・出産すると勤め続けにくい雰囲気がある」と答えています。また、現在働いていないと答えた人に今後の就労意向をたずねたところ、就労意向がある層（＝「すぐ働きたい」＋「将来働きたい」）は全体の４割を示しています。

現在、臼杵市における女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚・出産を経験する時期に労働力率は減少しその後労働力率が回復するというわが国の特徴である「*M字型曲線」を示しています。

今後、女性が能力を十分に発揮できるようにするためには、男女が平等な立場で就労できる環境が必要であり、そのためには、男女雇用機会均等法などの法制度などを十分に理解し、慣習にとらわれることなく、個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを進める必要があります。

また近年、就労形態が、「パート」、「派遣」、「家内」など多様化している状況において、関係機関と連携し、給与や社会的保障など雇用環境の整備を進める必要があります。

＊ M字型曲線
1960 年代後半からみられるようになった、年齢別に見た日本の女子労働力率が示す特有のパターンをいう。20 歳代前半までは労働力率は高く、25～35 歳の年齢層では低下する。これは結婚、出産、育児期にあたるこの時期に多くの女性が退職することを意味している。子育てが一段落した 40 歳代で再び就業し、そして老年期に向かい下降する。これをグラフ化するとM字型を描くのでこのようにいわれている。

【女性の年齢階級別労働力率（臼杵市）】

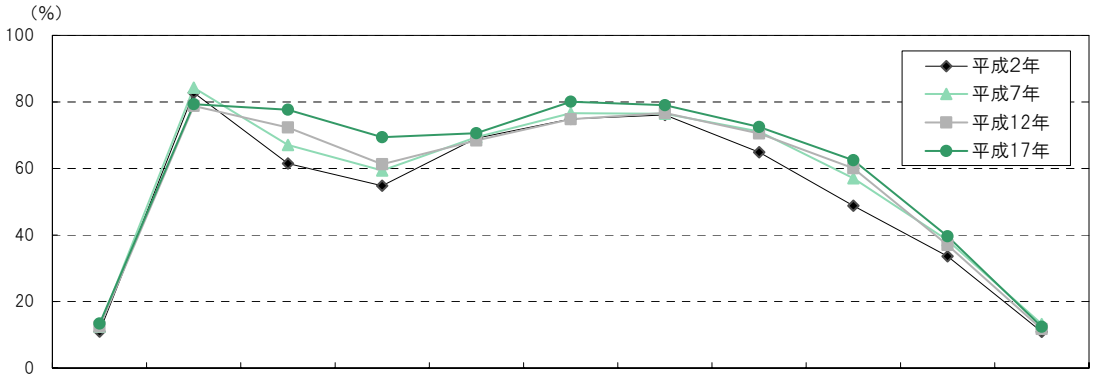

		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
労働力人口 女性	平成２年	189人	805人	710人	725人	1,153人	1,548人	1,314人	1,155人	988人	675人	564人
	平成７年	190人	996人	672人	676人	903人	1,268人	1,556人	1,211人	1,006人	767人	816人
	平成12年	152人	809人	855人	606人	804人	1,013人	1,269人	1,456人	1,018人	652人	842人
	平成17年	131人	684人	803人	787人	717人	940人	1,064人	1,202人	1,279人	672人	956人
構成比	平成２年	11.0%	82.8%	61.5%	54.8%	69.1%	74.9%	76.1%	64.9%	48.8%	33.6%	10.9%
	平成７年	12.4%	84.3%	67.1%	59.4%	69.4%	76.6%	76.5%	71.1%	57.1%	38.4%	13.2%
	平成12年	12.5%	78.8%	72.3%	61.3%	68.4%	74.8%	76.7%	70.5%	60.1%	37.0%	11.7%
	平成17年	13.4%	79.3%	77.7%	69.4%	70.6%	80.1%	79.0%	72.5%	62.5%	39.6%	12.4%

※労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口の割合である。
※労働力人口とは、就業者（仕事をもちながら休んでいた就業者を含む）と完全失業者（仕事をしていない人のうち、仕事に就くことが可能で、かつ、積極的に仕事を探していた人）を合わせたもの。
※就業者とは、国勢調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人。
※完全失業者とは、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、積極的に仕事を探していた人。

【男性に比べ女性の方が不合理と思う仕事の内容や待遇】

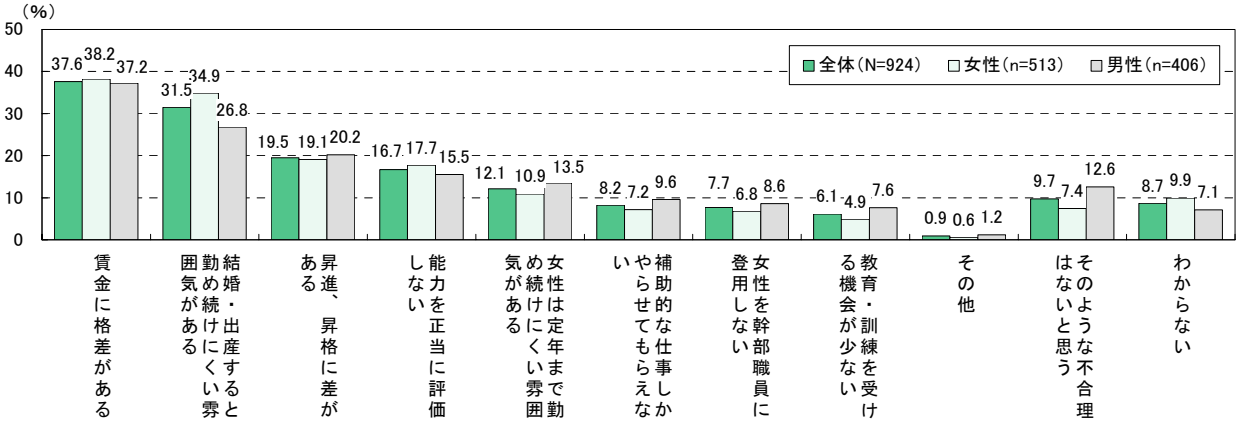

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
職場における男女均等の推進	関係機関との連携を図りながら、企業や事業所などに対し、男女の雇用機会均等についての啓発を推進	
	①男女雇用機会均等法など関係法令の周知を図り、募集・採用・賃金・昇格などにおける男女平等の実現を推進します。	産業観光課
	②事業主や従業員に対し、市が開催する講演会などへの参加を要請するとともに、各事業所における研修会の開催を促進し、職場環境や慣行の見直しなどへの啓発を推進します。	産業観光課 人権同和広聴課
	③「臼杵市*特定事業主行動計画」を踏まえ、妊娠中及び出産後における配慮や男性職員の育児休業の取得の促進など、職場環境の整備に努めます。	市長室
多様な働き方を踏まえた雇用環境の整備	パートタイム労働者や派遣・家内労働者の労働条件の整備推進	
	①パートタイム労働法などの周知を図り、関係機関と連携し、多様な就業形態における雇用環境の整備を推進します。	産業観光課
働きやすい労働環境の整備	女性が十分に能力を発揮できる労働環境の整備	
	①関係機関と連携し、起業をめざす女性に対する情報提供や、相談支援の充実を図ります。	産業観光課 人権同和広聴課
	②育児などの理由により離職し再就職を希望する女性に対して、関係機関と連携し、再就職に向けた講座や情報の収集・提供に努めます。	産業観光課 人権同和広聴課
	③セクシュアル・ハラスメント防止に対する啓発を推進します。	産業観光課 人権同和広聴課
	④働く女性に対する母性保護施策推進のため、労働基準法、育児・介護休業法などの周知啓発に努めます。	産業観光課 人権同和広聴課

＊ **特定事業主行動計画**

平成 15 年 7 月に、「次世代育成支援対策推進法（以下「推進法」）」が成立した。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成することを目的としており、目的達成のために国や地方公共団体、事業主、国民がそれぞれにすべきことを定めている。推進法では、企業等を一般事業主、国や地方公共団体を特定事業主とし、一定規模以上の一般事業主と全ての特定事業主には、雇用する労働者の子育て支援のために具体的計画を立てることが義務づけられている。

国や地方公共団体は、推進法に基づき、行政機関として次世代育成支援対策を講ずると同時に、事業主としても次世代育成支援に取り組み、計画を策定することになる。これを特定事業主行動計画という。

2 男女の職業生活と家庭生活の両立支援

現状と課題

現在、個人の価値観やライフスタイルなどの変化により、家族のあり方も大きく変化していますが、男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等なパートナーとしてお互いを尊重し、協力し合うことが大切です。

しかし、『市民意識調査』の結果をみると、家庭内における役割では主に妻が担っている項目が多く、男女共同参画は必ずしも実現していない状況にあります。また、家庭内における役割の理想型として、女性は夫婦で平等に分担したいとの意識があるのに対し、男性は妻に任せたいと考える傾向がみられます。

元来、家庭生活においては女性が家事・育児・介護などを担うという固定的な性別役割分担意識が強く残っているため、仕事と家庭の両立の困難さから就業の場における女性の定着率が進まないという現状があります。また、出産後の仕事復帰や、子育てをしながらの就職活動などにおいて、保育サービス、家庭、職場などの面でさまざまな不安や悩みを抱え込み、孤立するケースも増えています。

今後は、仕事と家庭の両立に対する意識啓発に努め、家庭への参画が少なかった男性が、家庭生活に参画できるような環境整備と意識改革を進める必要があります。また、時代に即した保育サービスの充実を図るとともに、地域での子育て支援事業の拡充に取り組む必要があります。

【家事、育児などへの男性参画を進めるために必要なこと（性別）】

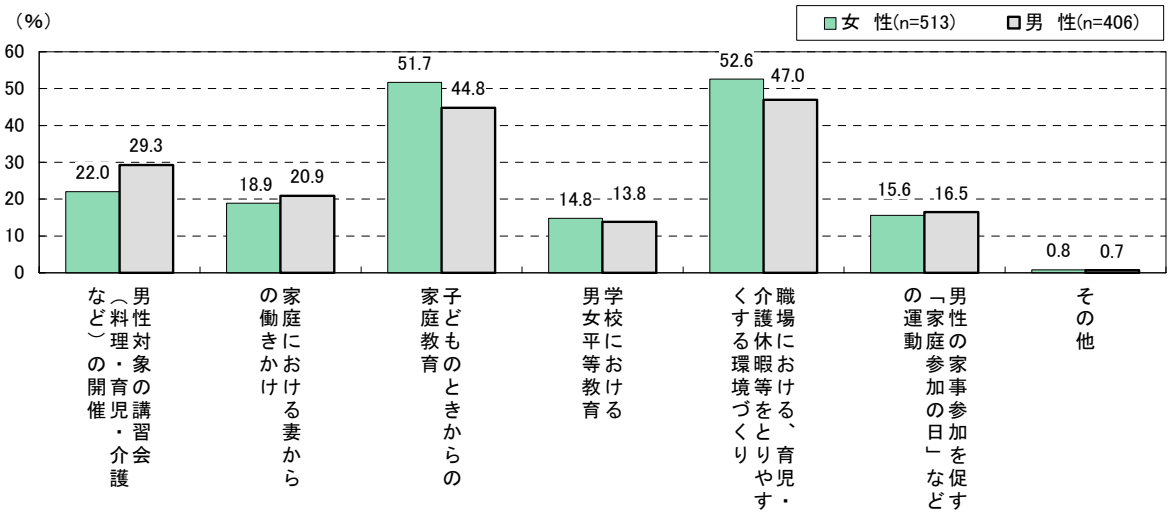

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
仕事と家庭生活の両立に向けた意識の啓発	仕事と家庭生活の両立に向けた、各種制度の普及と環境づくりの推進	
	①育児休業・介護休業制度の周知啓発を図り、男女がともに利用しやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。	産業観光課 人権同和広聴課
	②仕事と家庭生活の時間のバランスがとれた働き方を選択できるなど、効率的な勤務形態の普及促進を図ります。	産業観光課
	③家庭生活への男性参画促進のため、教室や講座を開催するとともに、冊子の配布など、意識啓発の推進を図ります。	健康課 生涯学習支援課 中央公民館 人権同和広聴課
子育て支援策の充実	多様化する保育ニーズに対応するための保育サービス充実など、子育て支援施策の推進	
	①さまざまな保育ニーズに対応するため、誰もが必要なときに安心して利用できる保育所などでの多様なサービスの推進を図ります。	福祉課
	②保護者が必要な保育サービスや子育ての支援サービスを選択できるよう、広報誌、ホームページなどでの子育て関連情報の提供に努めます。	福祉課 健康課
	③保護者のニーズに対応するため、対象年齢の見直しや、実施箇所を増やすなど、放課後児童クラブの充実を図ります。	福祉課
	④地域などにおける、子育て支援事業の浸透拡充のため、「子育てボランティア」・「保育サポーター」の育成及び活動を支援し、サービスの情報提供及び子育て支援体制の充実を図ります。	福祉課 健康課
	⑤妊娠・出産や子育てに関する個別・集団による相談体制の充実と、関係機関との連携強化を図ります。	健康課
	⑥子どもとその保護者を取りまく課題に対しては、子育てネットワークの機能を拡充し、関係者、関係機関との連携の強化を図ります。また、保育所の巡回訪問などを実施し、子育て支援情報の提供を図ります。	福祉課 健康課 教育総務課

基本目標４：健康で充実した生活づくり

重点課題（１）安全安心に暮らせる福祉の充実

重点課題（２）生涯を通じた健康づくりの推進

１　安全安心に暮らせる福祉の充実

現状と課題

現在、わが国では少子・高齢化が進んでいますが、臼杵市においてもその傾向が現れています。

このような現状から、次代を担う子ども達が健やかに育つための計画（「すくすく健やか臼杵っ子育成プラン」）や高齢者が生きがいを持ち健康な状態で生活できるための計画（「臼杵市高齢者保健福祉計画及び第３期介護保険事業計画」）などを策定し、その推進に努めています。

『市民意識調査』の結果をみると、男女共同参画社会づくりに向けて行政に期待することでは、「子育て・介護などと仕事の両立のための支援体制やサービスの充実」が最も多くあげられています。

また、経済情勢や、ライフスタイルの変化に伴い、女性の労働力への期待が高まる一方で、育児・介護などの家庭内における役割は軽減されておらず、女性に対する負担は増加の傾向にあり、支援体制の充実を図ることが重要です。

そこで、子育てについては保育事業の充実など子育て活動への支援を、介護については介護保険制度や高齢者、障がいのある人の保健福祉事業を充実して、家族の負担となる部分を軽減し、男女が協力しながら子育て・介護を行うことができる環境づくりを進める必要があります。

また、市民一人ひとりが年齢や障がいにかかわらず、意欲や能力に応じて社会参加ができるよう、学習機会の提供やボランティア団体などとの連携した支援体制づくりなど社会環境の整備に努めるとともに、バリアフリー化など生活環境の整備を図ります。

ひとり親世帯などでは、仕事や子育て・家事・教育などさまざまな問題を抱えて、経済的にも精神的にも負担が重くなりがちです。特に母子家庭の経済的基盤は弱く、援助を必要とする状況に陥りやすい傾向があります。

そのため、ひとり親世帯に対し、自立にむけての支援や求職活動などの相談体制を充実させるとともに、情報提供を図る必要があります。

【男女共同参画社会づくりに向けて行政に期待すること（全体）】

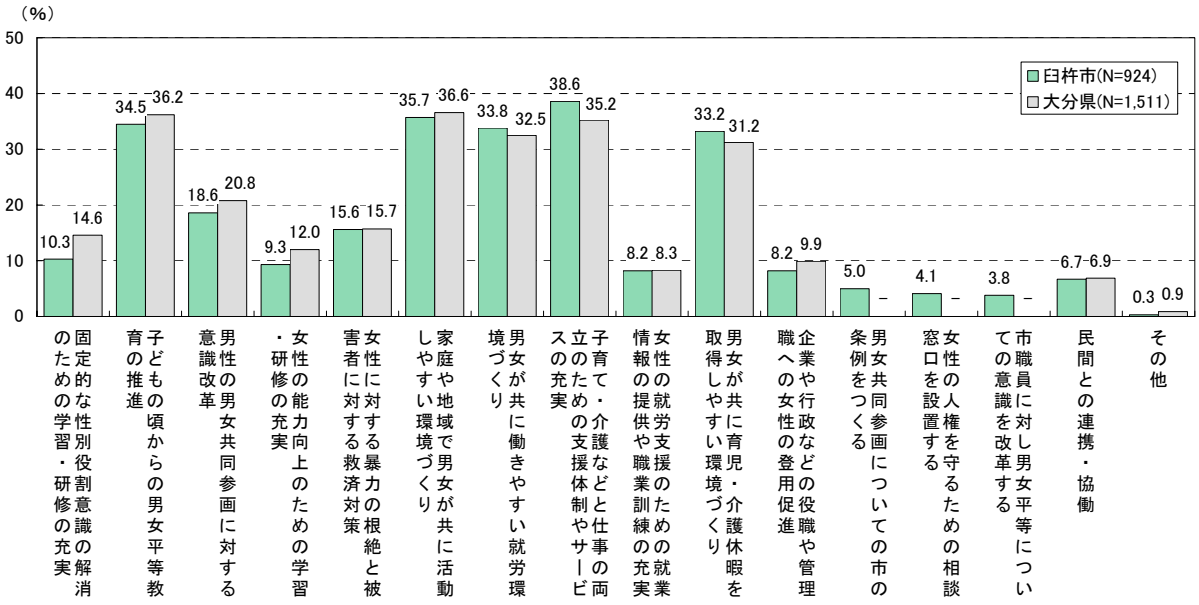

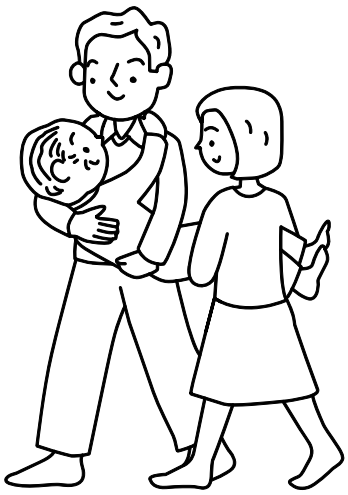

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
自立支援と社会活動などへの参加の支援	年齢や障がいにかかわらず、誰もが安心して、いきいきと暮すことができる環境づくりの推進	
	①関係機関と連携し、高齢者、障がいのある人への雇用拡大支援の推進と、経験豊かな高齢者の知識などを活かした社会活動の促進を図ります。	健康課 福祉課 産業観光課
	②個人の意欲や能力に応じて社会参加できるよう、情報提供などの支援を行います。	健康課 福祉課 生涯学習支援課 中央公民館
	③安全安心な暮らしに向け、施設・設備の環境整備に取り組むとともに、防災などへの対策に努めます。	都市デザイン課 建設課 福祉課 健康課 総務課 消防署
高齢者・障がい者福祉サービスの充実	高齢者や障がいのある人など利用者の必要に応じた多様なサービスの提供と環境づくり	
	①利用者の必要に応じたサービスを提供できるよう、福祉サービスの充実と、わかりやすい情報の提供に努めます。	健康課 福祉課
	②介護保険制度や医療費の助成などの各種制度や、相談・支援についての情報提供に努め、介護者の負担の軽減を図ります。	保険年金課 健康課 福祉課
ひとり親世帯に対する福祉施策の向上	ひとり親世帯の就労を容易にし、生活を安定させるための支援・相談機能の整備	
	①要支援者が、容易に支援を受けられる制度や環境整備の推進を図り、情報の提供に努めます。	福祉課
	②経済的自立のために就労などの相談ができる環境整備に努めるとともに、資格取得などの学習機会の提供に努めます。	福祉課 産業観光課
子育て支援策の充実	多様化する家族形態や保育ニーズに対応するため、地域における子育て支援サービスや保育サービスの充実と、情報提供の促進	福祉課 健康課 教育総務課 ※P33参照

2 生涯を通じた健康づくりの推進

現状と課題

女性も男性も生涯にわたり健康を享受し、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会生活を営むことは当然です。しかし、男女は元来身体的機能が異なり、女性は特有の健康課題や妊娠や出産という重要な役割を担っています。

現在、臼杵市では乳幼児期、学童、思春期、妊娠･出産･育児期、青年･壮年期、高齢期など各ライフステージに応じた「健康診査」、「健康教育」、「健康相談」などを実施しています。特に、妊娠・出産などを経験する女性には妊娠・出産・育児期での「電話相談」、「家庭訪問」、「各種検診」などを実施するとともに、医師、保健師、助産師などによる女性の不安解消も図っています。

しかし、これらの女性の役割が「固定的役割意識」を助長し、女性は家庭・育児などの家庭内生活に特化すべきとの意識が残っているところがあります。

今後は、女性の母性機能の重要性を男性も含め、広く社会全体の認識を高めるとともに、各ライフステージに応じた健康事業に努め、市民一人ひとりが自分の健康は自分が守り、健康的な生活を送れるよう生活環境の整備を図る必要があります。

【平成 17 年度　各年齢別　健康診断受診率】

	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
4 ケ 月 児	279	221	79.2
10 ケ 月 児	292	246	84.2
1 歳 6 ケ 月 児	289	264	91.4
3 歳 6 ケ 月 児	327	273	83.5

資料：健康課

【平成 17 年度　母子訪問件数】

	妊婦		産婦		乳児		幼児	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
実 施 数	8	9	91	91	147	160	34	46

資料：健康課

【具体的施策】

施策	具体的な施策	市役所の担当課
生涯にわたる 健康づくりの支援	生涯にわたる健康の保持・促進を図るため、ライフステージに応じた健康事業の推進	
	①乳幼児期、学童・思春期、妊娠・出産・育児期、青年･壮年期、高齢期など各ライフステージに応じた健診や健康相談、健康教室など各種健康事業の充実を図ります。	健康課
	②心と身体の健康づくりのため、スポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりを推進するとともに、指導者の育成を図ります。	健康課 生涯学習支援課
	③生涯元気な生活が続けられるよう、健康づくりのための支援や情報提供を行います。	健康課
母性保護と 母子保健の充実	母性機能の重要性を正しく理解するための啓発推進	
	①妊娠と出産に関する女性の意思を尊重しながら、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、育児など母子保健に関する正しい知識の普及を図ります。	健康課
	②母子手帳交付時から育児期まで、乳幼児健診や家庭訪問の場を活用するなど、継続的な支援体制の整備を図ります。	健康課
	③不妊治療に関する治療費の助成や、相談体制の推進を図ります。	健康課
	④子育てメールやホームページを活用した相談活動及び情報システムの整備に努めます。	健康課
	⑤次世代を産み、育て、見守る責任と行動をもてるよう、学童・思春期からの相談支援体制の整備や意識の啓発を図ります。	健康課

第５章　計画の推進に向けて

「臼杵市男女共同参画基本計画」は、臼杵市における男女共同参画社会の実現をめざして、市が取り組む施策の方向を明らかにしたものです。この諸施策を総合的かつ効果的に進めるためには、行政だけでなく、市民や団体、事業所などにおいて、それぞれの分野における役割を認識し、果たしていくことが必要です。

そのためには、行政における推進体制の充実とあわせて、市民、関係機関との連携を強化し、計画を推進していける体制づくりを進めます。

１．市民の参画の推進

さまざまな視点からの意見を反映させるため、市民・地域・団体などの代表で構成される、「臼杵市男女共同参画推進懇話会」を設置し、計画の効果的な推進に努めます。

また、市民一人ひとりが男女共同参画社会について考え、知ることが大切です。そのため、さまざまな機会をとらえて、講演会・研修会などへの積極的な参画を求めます。

２．国・県・関係機関・団体との連携

男女共同参画社会の実現に向けて一体となった取り組みができるよう、国・県をはじめ関係機関・団体との情報交換など、協力・連携を図ります。

また、市全体で取り組むべき課題であることを、あらゆる機会を通じて企業や団体に働きかけるとともに、講演会・研修会などへの積極的な参加と協力を求めていきます。

３．家庭・地域・働く場の役割

■家庭では、男性も女性も、子どもも高齢者も、誰もが家族の一員として尊重され、男女が支えあいながら家庭生活を送れることが重要です。
家事・育児・介護など日常の生活における役割分担や、自分の身の回りの男女平等について、家族で話し合うことも大切です。

■地域では、性別や年齢、障がいにかかわらず誰もが安心して、いきいきと暮せる環境づくりが重要です。子育てや介護、防災対策などにおける支援体制の充実を図るためにも、男女がともに認め合い、活動できる地域づくりに努める必要があります。

■働く場では、採用・賃金・昇格などにおける男女差別が解消され、個人が十分に能力を発揮できる職場環境づくりに努めなければなりません。
また、仕事と家庭生活の両立に向け、育児休業・介護休業制度の普及と、利用しやすい職場環境づくりも必要です。

4. 市役所の推進体制の充実

この計画の円滑な推進を図るためには、庁内の総合的な連携体制の確立が必要です。

庁内が一体となって、男女共同参画に関する施策を進めていくため、「臼杵市男女共同参画社会推進庁内連絡会議」の機能を充実し、推進体制の強化を図ります。

また、計画の推進状況を把握するため、定期的に推進状況の調査を実施するとともに、各部門相互の連携を図り、進行管理の充実を図ります。

資　料　編

男女共同参画社会基本法

（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、

男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）
第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）
第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）
第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）
第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）
第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）
第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2　議長は、会務を総理する。

（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（平成十一年六月二三日法律第七八号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第１部

第１条

この条約の適用上，「女子に対する差別」とは，性に基づく区別，排除又は制限であって，政治的，経済的，社会的，文化的，市民的その他のいかなる分野においても，女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し，享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第２条

締約国は，女子に対するあらゆる形態の差別を非難し，女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により，かつ，遅滞なく追求することに合意し，及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め，かつ，男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し，かつ，権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え，かつ，公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人，団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律，規則，慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第３条

締約国は，あらゆる分野，特に，政治的，社会的，経済的及び文化的分野において，女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として，女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第４条

１　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは，この条約に定義する差別と解してはならない。ただし，その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず，これらの措置は，機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

２　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは，差別と解してはならない。

第５条

締約国は，次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため，男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に，社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において，子の利益は最初に考慮するものとする。

第６条

締約国は，あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第２部

第７条

締約国は，自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第８条

締約国は，国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を，女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第９条

１　締約国は，国籍の取得，変更及び保持に関し，女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は，特に，外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が，自動的に妻の国籍を変更し，妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

２　締約国は，子の国籍に関し，女子に対して男子と平等の権利を与える。

第３部

第１０条

締約国は，教育の分野において，女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として，特に，男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として，女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導，修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は，就学前教育，普通教育，技術教育，専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程，同一の試験，同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を，この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより，また，特に，教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に，男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第１１条
１　締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
(a)　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
(b)　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
(c)　職業を自由に選択する権利，昇進，雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習，上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
(d)　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
(e)　社会保障（特に，退職，失業，傷病，障害，老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
(f)　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

２　締約国は，婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し，かつ，女子に対して実効的な労働の権利を確保するため，次のことを目的とする適当な措置をとる。
(a)妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
(b)給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い，かつ，従前の雇用関係，先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
(c)親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を，特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
(d)妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては，当該女子に対して特別の保護を与えること。

３この条に規定する事項に関する保護法令は，科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし，必要に応じて，修正し，廃止し，又はその適用を拡大する。

第１２条
１　締約国は，男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として，保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

２　１の規定にかかわらず，締約国は，女子に対し，妊娠，分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第１３条
締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
(a)　家族給付についての権利
(b)　銀行貸付け，抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
(c)　レクリエーション，スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第１４条
１　締約国は，農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし，農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

２　締約国は，男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として，農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，これらの女子に対して次の権利を確保する。
(a)　すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
(b)　適当な保健サービス（家族計画に関する情報，カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
(c)　社会保障制度から直接に利益を享受する権利
(d)　技術的な能力を高めるために，あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに，特に，すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
(e)　経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために，自助的集団及び協同組合を組織する権利
(f)　あらゆる地域活動に参加する権利
(g)　農業信用及び貸付け，流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
(h　)適当な生活条件（特に，住居，衛生，電力及び水の供給，運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第４部
第１５条
１　締約国は，女子に対し，法律の前の男子との平等を認める。

２　締約国は，女子に対し，民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし，また，この能力を行使する同一の機会を与える。特に，締約国は，契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし，裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

３　締約国は，女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

４　締約国は，個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第１６条
１　締約国は，婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，男女の平等を基礎として次のことを確保する。
(a)　婚姻をする同一の権利
(b)　自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
(c)　婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
(d)　子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において，子の利益は至上である。
(e)　子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報，教育及び手段を享受する同一の権利
(f)　子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において，子の利益は至上である。
(g)夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択す

る権利を含む。）
(h)無償であるか有償であるかを問わず，財産を所有し，取得し，運用し，管理し，利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

２児童の婚約及び婚姻は，法的効果を有しないものとし，また，婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第５部

第１７条

１　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために，女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は，この条約の効力発生の時は１８人の，３５番目の締約国による批准又は加入の後は２３人の徳望が高く，かつ，この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は，締約国の国民の中から締約国により選出するものとし，個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては，委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

２　委員会の委員は，締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は，自国民の中から１人を指名することができる。

３　委員会の委員の最初の選挙は，この条約の効力発生の日の後６箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は，委員会の委員の選挙の日の遅くとも３箇月前までに，締約国に対し，自国が指名する者の氏名を２箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は，指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し，締約国に送付する。

４　委員会の委員の選挙は，国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は，締約国の３分の２をもって定足数とする。この会合においては，出席し，かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で，かつ，過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

５　委員会の委員は，４年の任期で選出される。ただし，最初の選挙において選出された委員のうち９人の委員の任期は，２年で終了するものとし，これらの９人の委員は，最初の選挙の後直ちに，委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

６　委員会の５人の追加的な委員の選挙は，３５番目の批准又は加入の後，２から４までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち２人の委員の任期は，２年で終了するものとし，これらの２人の委員は，委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

７　締約国は，自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には，その空席を補充するため，委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

８　委員会の委員は，国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い，同総会の承認を得て，国際連合の財源から報酬を受ける。

９　国際連合事務総長は，委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第１８条

１　締約国は，次の場合に，この条約の実施のためにとった立法上，司法上，行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を，委員会による検討のため，国際連合事務総長に提出することを約束する。
(a)当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から１年以内
(b)その後は少なくとも４年ごと，更には委員会が要請するとき。

２　報告には，この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第１９条

１　委員会は，手続規則を採択する。

２　委員会は，役員を２年の任期で選出する。

第２０条

１　委員会は，第１８条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年２週間を超えない期間会合する。

２　委員会の会合は，原則として，国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第２１条

１　委員会は，その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし，また，締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は，締約国から意見がある場合にはその意見とともに，委員会の報告に記載する。

２　国際連合事務総長は，委員会の報告を，情報用として，婦人の地位委員会に送付する。

第２２条

専門機関は，その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し，代表を出す権利を有する。委員会は，専門機関に対し，その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第６部

第２３条

この条約のいかなる規定も，次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
(a)　締約国の法令
(b)　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第２４条

締約国は，自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第２５条

１　この条約は，すべての国による署名のために開放しておく。

２　国際連合事務総長は，この条約の寄託者として指定される。

３　この条約は，批准されなければならない。批准書は，国際連合事務総長に寄託する。

４　この条約は，すべての国による加入のために開放しておく。加入は，加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第２６条
１　いずれの締約国も，国際連合事務総長にあてた書面による通告により，いつでもこの条約の改正を要請することができる。

２　国際連合総会は，１の要請に関してとるべき措置があるときは，その措置を決定する。

第２７条
１　この条約は，２０番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。

２　この条約は，２０番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については，その批准書又は加入書が寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。

第２８条
１　国際連合事務総長は，批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し，かつ，すべての国に送付する。

２　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は，認められない。

３　留保は，国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし，同事務総長は，その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は，受領された日に効力を生ずる。

第２９条
１　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは，いずれかの紛争当事国の要請により，仲裁に付される。仲裁の要請の日から６箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には，いずれの紛争当事国も，国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

２　各締約国は，この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に，１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は，そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。

３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は，国際連合事務総長にあてた通告により，いつでもその留保を撤回することができる。

第３０条
この条約は，アラビア語，中国語，英語，フランス語，ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし，国際連合事務総長に寄託する。
以上の証拠として，下名は，正当に委任を受けてこの条約に署名した。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）

（昭和四十七年七月一日法律第百十三号）

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保
第一節　女性労働者に対する差別の禁止等（第五条―第十三条）
第二節　調停（第十四条―第十九条）
第三節　事業主の講ずる措置に対する匡の援助（第二十条）
第三章　女性労働者の就業に関して配慮すべき措置（第二十一条―第二十三条）
第四章　雑則（第二十四条―第二十八条）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条　この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

２　事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条　国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条　労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

２　男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　女性労働者の職業生活の動向に関する事項

二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

３　男女雇用機会均等対策基本方針は、女性労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

４、５、６　（略）

第二章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

第一節　女性労働者に対する差別の禁止等

（募集及び採用）

第五条　事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない。

（配置、昇進及び教育訓練）

第六条　事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

（福利厚生）

第七条　事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

（定年、退職及び解雇）

第八条　事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

２　事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

３　事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第九条　第五条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（指針）

第十条　労働大臣は、第五条及び第六条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

２　（略）

（苦情の自主的解決）

第十一条　事業主は、第六条から第八条までの規定に定める事項に関し、女性労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十二条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号。第十四条第一項において「個別労働関係紛争解決促進法」という。）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第十九条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第十三条　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

２　事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節　調停　（略）

第三節　事業主の講ずる措置に対する国の援助

第二十条　国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一　その雇用する女性労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二　前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三　前号の計画で定める措置の実施

四　前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

第三章　女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮）

第二十一条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

２　労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

３　第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第二十二条　事業主は、労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第二十三条　事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

２　労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（次項において「指針」という。）を求めるものとする。

３　（略）

第四章　雑則

（調査等）

第二十四条　労働大臣は、女性労働者の職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

２　労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

３　（略）

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十五条　労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

２　前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）

第二十六条　労働大臣は、第五条から第八条までの規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）

第二十七条　（略）

（適用除外）

第二十八条　（略）

附　則　（略）

○臼杵市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

平成18年2月1日
告示第4号

（設置）
第1条　臼杵市における「臼杵市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定に向け、広く市民の意見を反映させるため、臼杵市男女共同参画基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第2条　策定委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定について、調査及び検討する。

（組織）
第3条　策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　識見を有する者
(2)　各種団体の代表者

（任期）
第4条　委員の任期は基本計画策定の日までとする。

（会長及び副会長）
第5条　策定委員会に会長及び副会長を置く。
2　会長、副会長は委員の互選により選任する。
3　会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第6条　策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。
2　会長は、必要があると認めるときは、関係者を前項の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）
第7条　策定委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）
第8条　この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この告示は、平成18年2月1日から施行する。

○臼杵市男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

（五十音順）

	所　　属	役職名	委　　員	備　　考
1	野津町商工会	女性部長	安藤　圭子	
2	臼杵市教育委員会	委員長職務代理	岡田　醸一郎	
3	臼杵人権擁護委員協議会	人権擁護委員	甲斐　德	
4	臼杵市議会	議員	加茂　千恵子	
5	臼杵市自治会連合会	会長	川邊　恒男	会長
6	臼杵商工会議所	専務理事	北山　信夫	
7	臼杵市ＰＴＡ連合会	会長	木梨　雅孝	
8	臼杵市農漁村女性組織連絡協議会	会長	木本　紀子	副会長
9	臼杵市女性団体連絡会	会長	小髙　恵美子	
10	母親クラブ代表	母親クラブ デリシャス会長	小手川　みゆき	
11	連合大分臼津地域協議会	議長	佐藤　一彦	
12	臼杵市野津町自治連合会	会長	宮井　義光	H18.2.1～3.31
	臼杵市自治会連合会	副会長	安藤　靖男	H18.7.14～
13	臼杵市農漁村女性組織連絡協議会	委員	山本　道子	
14	臼杵市男女共同参画社会推進庁内連絡会	会長	岡村　忠生	H18.2.1～3.31
		会長	鷲上　幸男	H18.4.1～

臼杵市男女共同参画基本計画
平成１９年３月
発行　臼杵市
〒８７５－８５０１
大分県臼杵市大字臼杵７２番１
電話　０９７２－６３－１１１１